

令和 6 年 第 10 回

栗石町農業委員会総会
会 議 録

令和 6 年 9 月 19 日 開催

栗石町農業委員会

令和6年第10回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年9月19日(木) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町役場大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番	藤村	正彦
4 番	高橋	浩之
6 番	坂下	千枝子
7 番	前	茂見
8 番	川口	英敏
9 番	八丁野	よし子
10 番	松本	光正
11 番	黒沢	菜穂子

農地利用最適化推進委員

雫石	小谷地	昇
雫石	横手	克文
御所	米澤	晃
御所	新田	善男
西山	滝澤	美紗子
西山	柿木	一明
西山	荒塚	秀則
西山	山本	長栄
西山	袖林	一
御明神	小志戸前	健一
御明神	南野	仁
御明神	新田	華織
御明神	松ノ木	奈々子

4 欠席した委員

農業委員	2番	晴山	英俊	3番	山崎	忍	5番	砂壁	純也			
推進委員	雫石	階	保	雫石	木村	正美	御所	吉田	光彦	御所	高橋	大和
		御明神	下川原	幸宏								

5 議事日程

1. 会議録署名人及び書記の指名

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業変更申請に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第6号 適用外証明願に対する可否決定について

議案第7号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸 主査 四ツ家 広衣 主任 上和野 恵太

開会時間 午後2時00分

議長 ただいまから令和6年、第10回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員13名、計21名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
はじめに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長 (事務局長、資料により説明)

議長 事務局より報告がありましたが、確認したいことなどはございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には、4番高橋浩之委員、6番坂下千枝子委員、書記には事務局の四ツ家主査、上和野主任を指名いたします。
次に、報告第1号～第2号を行います。事務局の説明を求めます。

四ツ家主査 それでは、報告第1号から第2号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。3ページをご覧願います。

報告第1号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」、表のとおり4件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。

4ページ～5ページをご覧願います。

報告第2号 「農地法第18条第6項の規定による届け出について」、表のとおり2件報告がありました。

解約の理由ですが、解約し第3者と貸借するためです。

関連する案件をこのあと議案第5号で、ご審議いただきます。

以上で報告を終わります。

議長 事務局から報告がありましたが、これに質問などございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、報告第1号～第2号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業変更申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

上和野主任

議案第1号について説明いたします。総会資料の6ページをご覧ください。

番号1 ○○が所有する 田4筆のうち一部、面積計9,307㎡について、砂利採取のための一時転用に係る農地転用許可後の事業計画について、変更申請が提出されたので意見の決定を求めるものです。

場所は参考資料の1ページにあります『転用事業計画変更：○○』となっていて、○○から○○へ約○○m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の2～5ページをご覧ください。

本件は、運搬路、砂利採取場として一時転用していた場所について、令和6年10月20日までであった完了時期を1年延長し令和7年10月20日まで延長するよう計画を変更するものです。

期間延長に伴い、土地賃借料が増加するため資金計画も変更となります。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を、8番川口委員にお願いいたします。

8番川口委員

8番川口です。9月13日、私、階推進委員、滝澤推進委員、柿木推進委員の4班4名と事務局で現地を確認してきました。

番号1について、報告いたします。

現地を確認したところ、参考資料の5ページのとおり申請箇所は現状砂利採取場と、砂利採取場へとつながる運搬路であることを確認いたしました。

内容としては、計画期間を1年延長するものでありますが、町より問題ないとの意見書が出されており、作業終了後は、埋め戻しを行い現状復旧予定のため、問題ないものと思われれます。

以上で報告を終わります。

議長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員 (全員挙手)

議長

全員挙手ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主査

議案第2号について説明いたします。総会資料の7ページをご覧ください。

番号1、〇〇、畑1筆、面積1,908㎡、3条有償移転

譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、譲受人が新規就農することから、売買するものです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。

8月総会にて売買価格、不耕起栽培等についてご質問がありましたが、お伝えしきれなかった点と、追加で譲受人に詳しく聞き取りをしたことを説明いたします。

売買価格につきましては、農地所有者は農業者であると同時に不動産業を行っており、〇〇さん以外にこの農地を購入して転用したい方がいらっしゃいまして、350万円という価格提示だったようです。〇〇さんは現在の景観が気に入っており、別の方への売買をしてほしくないということで交渉したところ、購入するならばその価格でないと売らないということで、350万円という価格になっております。

また〇〇さんは本業が別にございますので、大きな機械の購入を行わなくても栽培できる形を模索したところ、不耕起栽培という方法を〇〇の方に指導を受けながら行うことでなんとか就農していこうとしているところでございます。有機栽培にこだわるといったことではございません。

なお、詳細な位置などは参考資料の6～8ページをご覧ください。

番号2、〇〇、畑17筆、面積計146,992.87㎡、3条使用貸借、

貸付人〇〇、借受人〇〇。申請事由は、借受人が規模拡大することから、貸借するものです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、場所は〇〇より〇〇となります。詳細な位置などは参考資料の10～28ページをご覧ください。

番号3、〇〇、田1筆、畑1筆、面積計1,492㎡、3条有償移転、

譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、譲渡人が離農することから売買するものです。場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。こちらの案件は現在の所有者が宅地と農地のセットでの売却を希望しているものです。

譲受人は在宅ワークが基本の方であることと、農業にも興味がある方で、現在も自宅で家庭菜園等は経験があるとのことと。

詳細な位置などは参考資料の30～32ページをご覧ください。

いずれの案件も総会資料の10～11ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を柿木推進委員に、お願いいたします。

柿木推進委員 西山地区の柿木です。
番号1について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料の8ページのとおり草刈りを行い保安全管理されていきました。売買後、大豆を不耕起栽培予定であります但有機農業を行いたいということではなく、本業を主軸に置きながらでもできる技法を、〇〇の方に指南を受けながら行うとのことでしたので問題ないと思われます。

番号2について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の10ページ～28ページのとおり状況でした。元々は祖母の農地を父親が耕作していましたが、体調を壊した後は耕作されない農地も発生しており、別の農業者に作業委託するなどしていましたが、孫である〇〇さんが数年前に就農し、従業員も雇用し規模拡大できる目途がついてきたため、祖母と父親の貸借は解約し、〇〇さんと新たに貸借するに至ったものであり問題ないと思われます。

番号3について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の32ページのとおり状況でした。小さい面積のほうに関しては果樹を作付け、水田のほうは現在耕作している方に教えてもらいながら引き続き水稻作付を行うとのことなので問題ないと思われます。

以上で報告を終わります。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による、許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

上和野主任 議案第3号について説明いたします。総会資料の12ページをご覧ください。
番号1、〇〇、畑2筆、面積計1,335㎡、申請人〇〇、
共同住宅を新築しようとするものです。
場所は参考資料の1ページにあります『4条：〇〇』となっているところで、〇

〇から〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 34～37 ページをご覧ください。

本件は、〇〇さんが所有する農地に 1 棟 8 部屋の共同住宅を新築する計画ですが、申請地は、都市計画区域内の用途地域内の農地であることから第 3 種農地に区分され、第 3 種農地は原則許可できることから許可基準を満たしているものと思われます。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を滝澤推進委員にお願いいたします。

滝澤推進委員 西山地区推進委員の滝澤です。
番号 1 について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料の 36 ページの写真のとおり状況でした。
農地区分等は事務局の説明のとおりであり、敷地は転圧施工後碎石を敷く予定なので、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。
なお、事前着工はありませんでした。
以上で報告を終わります。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第 3 号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による、許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

上和野主任 議案第 4 号について説明いたします。総会資料の 13 ページをご覧ください。
番号 1、〇〇、田 2 筆、面積計 2,684 m²、譲渡人 〇〇、譲受人〇〇、転用目的は、資材置場整備のための永久転用であります。
本件は計画面積も妥当であり、申請地周囲の状況は農地と農地外が混在しており、当該農地は農業振興地域外かつ、市街地に近接した小団地の農地等に該当する第 2 種農地であり、代替性がないことから農地転用許可基準を満たしているものと思われます。
売買総額は〇〇円、工期は令和 6 年 11 月から令和 7 年 4 月まで、工事費〇〇円となっています。

場所は参考資料の1ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約〇〇mの場所になります。詳細な位置などは参考資料の38～40ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を滝澤推進委員にお願いいたします。

滝澤推進委員

西山地区の滝澤です。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の40ページの写真のとおり状況でした。

農地区分等は事務局の説明のとおりであり、写真を見てもらうとわかるように、米などの作付けはしていない状況でしたので、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。なお、いずれも事前着工はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければ質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成のかたは挙手願います。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主査

議案第5号について説明いたします。総会資料の14ページ～16ページをご覧ください。

始めに、利用権設定の計画内容について説明いたします。

番号1、〇〇、田3筆、面積計4,549㎡、再設定、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号2、〇〇、畑1筆、面積13,284㎡、新規、貸付人〇〇
借受人〇〇、期間10年。

番号3、〇〇、畑1筆、面積24,869㎡、再設定、
貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号4〇〇、畑1筆、面積19,880のうち19,630㎡、新規、
貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号5、〇〇、畑2筆、面積計23,401㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号6、〇〇、畑2筆、面積計43,470㎡、新規、貸付人 〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号7、〇〇、田7筆、面積計8,033㎡、新規、貸付人 〇〇、借受人〇〇、期間10年。

次に、一括方式の内容について説明いたします。

17ページをご覧ください。

こちらの議案は農地中間管理機構たる公益社団法人岩手県農業公社が出し手の農家から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括で行うものです。

番号1、〇〇、田9筆、畑3筆、面積計25,045㎡、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

本案はすべて、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。はい、8番川口委員。

8番川口委員

はい、8番川口です。確認させていただきます。いずれの案件もですが、この利用目的、期間、10a辺り賃借料のところで4,996円、5,955円、11,319円ですとかありますけれども、根拠というか何か特別な理由があるのですか。

四ツ家主査

はい、こちらの計画は、年間その土地にかかっている固定資産税の額でございます。

8番川口委員

一反歩あたりですか？

四ツ家主査

いいえ、1年間でその土地にかかっている固定資産税の額です。

8番川口委員

はい、わかりました。

議 長

よろしいですか。他にございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければ、質疑を終結し採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成のかたは挙手願います。

委 員

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

上和野主任

議案第6号について説明いたします。

総会資料の18ページをご覧ください。

番号1 ○○、畑2筆、面積計94㎡、所有者 ○○。

非農地の事由は、平成11年頃、作業小屋を建築した際に、砂利を敷いて進入路として使用し始め現在に至ったためです。

場所は参考資料の1ページにあります『適用外：○○』となっているところで詳細な位置などは42～44ページをご覧ください。

以上説明いたしました案件にかかる現地確認書を総会資料19ページに添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、非農地として証明することはいたしかたないと考えます。

18ページに戻ります。

番号2 ○○、田1筆、面積60㎡、所有者 ○○。

非農地の事由は、昭和50年に所有者の父が隣接する宅地に車庫を建築した際に申請地にまたがって建築し、進入通路としても砂利を敷いてその当時から宅地と一体的に利用し、現在に至ったためです。

場所は参考資料の1ページにあります『適用外：○○』となっているところで詳細な位置などは46～49ページをご覧ください。

以上説明いたしました案件にかかる現地確認書を総会資料20ページに添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、非農地として証明することはいたしかたないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を8番川口委員にお願いいたします。

8番川口委員

8番の川口です。

番号1について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の44ページのとおり砂利敷きの進入路となっております。

現在の状況となってから20年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。

番号2について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の48ページのとおり物置等が設置され、砂利敷きの進入路も確認できました。

現在の状況となってから20年以上が経過していることから、適用外も止むを得

ないと判断されます。

以上で報告を終わります。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成のかたは挙手願います。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手ですので、議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第7号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定についてについてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

上和野主任 議案第7号について説明いたします。総会資料の21ページをご覧ください。
本案は、今年6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査及び農地有効利用検討会において図面や写真等を再確認し3名以上の農業委員、推進委員で「非農地」として判定した農地の非農地判断の可否をお諮りするものです。
利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、土地の登記地目と筆数、所有者名をご説明いたします。

番号1、田2筆、面積計3,459㎡、所有者 ○○

番号2、畑2筆、面積計4,223㎡、所有者 ○○

番号3、田3筆、面積計2,415㎡、所有者 ○○

番号4、畑1筆、面積271㎡、所有者 ○○

以上4件、計8筆について、農地の状況は議案書の調査内容に記載のとおり
の状況であったため、利用状況調査班によって非農地と判定したものです。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。8番 川口委員。

8番川口委員 はい、8番 川口です。これはいずれも所有者には連絡しているのですか。
承諾を得たのですか。

上和野主任 はい、いずれもこの4名のかたには事前確認、通知はしております。

8 番川口委員 はい、わかりました。

議 長 よろしいですか。ほかにございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成のかたは挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。
以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会としま
す。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後2時40分

以上が令和6年9月19日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総
会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 6 年 9 月 19 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 4 番

議事録署名人 6 番
